

正 誤

埼玉県規則第二十五号（平成二十年三月二十八日号外第八号）中訂正

ページ 段 行
十七 上 前から十

誤

別表第一総務部県政情報センター所長の項受任者の欄中「~~総務部県政情報センター~~」を「県民生活部県政情報センター所長」に改める。

正

別表第一総務部県政情報センター所長の項受任者の欄中「総務部県政情報センター所長」を「県民生活部県政情報センター所長」に改める。